

社会福祉法人 諏訪ノ森会

「グループホーム宮田館」重要事項説明書

＜令和6年6月1日現在＞

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 諏訪ノ森会
事業者の所在地	青森市大字諏訪沢字丸山72番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 齊藤 悦生
電話番号	017-726-3855

2. 事業所の概要

事業所の名称	グループホーム宮田館
事業所の所在地	青森市大字宮田字玉水238番地4
管理者名	雪田 和歌子
電話番号	017-726-2737
FAX番号	017-726-3859
事業所番号	指定番号0270101512

3. 事業の目的

この事業所が行う認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護（要支援2～要介護5）の状態での認知症の症状のある方について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。

4. 運営の方針

- (1) 認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、ご利用者様の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービスの提供を行います。
- (2) ご利用者様が、それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮したサービスの提供を行います。
- (3) 認知症対応型共同生活介護介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画（ケアプラン）に基づき、サービスが漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- (4) 共同生活住居における介護従業者は、サービスの提供内容について、懇切丁寧を旨とし、ご利用者様又はご家族様に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (5) 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (6) 年に1回以上、自己評価及び外部評価を実施し、サービスの質の改善を図ります。
- (7) 地域との連携を高めるために、2ヶ月に1回以上、地域の関係者を中心に、運営推進会議を開催し、活動状況の報告を行うとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

5. 施設の概要

構 造	木造平屋建
延床面積	340.14㎡
定 員	1ユニット 9名 (短期利用共同生活介護 定員の範囲内で上限1名)
消防設備	誘導灯、消火器、非常口、自動火災報知設備 スプリンクラー設備
食堂・居間	1室
浴 室	1室
居 室	9室 12.01㎡ (1室当たり)、付帯設備：洗面台、トイレ、クローゼット
脱衣室・洗濯室	1室
居 間	1室

6. 職員体制

職 名	資 格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者		1名	—	有	1名	介護従業者及び業務の管理
計画作成 担当者	介護支援専門員	1名	—	有	1名	認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成
介護従事者	介護福祉士	3名	3名	名	6名	入浴・排泄・食事等生活全般に関わる援助
	その他	1名	名	名	1名	
合 計		5名	3名	名	8名	
勤務体制	・早 番 (7 : 00 ~ 15 : 30) ・日 勤 1 (8 : 30 ~ 17 : 00) 日 勤 2 (9 : 30 ~ 18 : 00) ・遅 番 (13 : 30 ~ 22 : 00) ・夜 勤 1 (19 : 00 ~ 7 : 30) ・パート 1 (9 : 00 ~ 13 : 00) パート 2 (9 : 30 ~ 17 : 00)					

7. サービス利用に当たっての留意事項

来訪・面会	面会時間の制限は特にありませんので、ご自由においで下さい。面会時には面会票へのご記入をお願いいたします。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。 外泊の際には、必ず行き先と外泊先の電話番号を申し出てください。
嘱託医以外の医療 機関への受診	事業者でも最大の援助を行いますので、行き先と帰宅時間を職員に届け出てください。
居室・設備・器具 の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用者様により破損等が生じた場合、賠償していただく事がございます。
迷惑行為	騒音等のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご利用者様の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	ご利用者様個人が管理をしてください。職員の過誤による以外の破損・紛失に関しては、一切責任をもちません。
現金等の管理	原則として、職員は管理いたしません、やむを得ない場合はご相談ください。
宗教活動・ 政治活動	施設内で他のご利用者様に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットのお持ち込みおよび飼育ご希望の方は、ご相談ください。

8. サービスの概要

種 類	内 容
食事の介助	栄養士が作成する献立により、ご利用者様の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 食事は、できるだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。 《食事時間》 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 17:00～18:00
排泄の介助	ご利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 おむつ等を使用される方については、適宜交換を行い、皮膚が清潔に保てるよう支援します。
入浴の介助	週2回の入浴を基本とし、必要に応じて清拭、足浴等、保清に努めます。
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう配慮します。 ・シーツ交換は、原則として週1回ですが、必要に応じて随時行います。
健康管理	・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。また、緊急時については、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 ・ご利用者様が外部の医療機関に通院する場合には、その介添えについてできるだけ配慮します。 《当事業所の嘱託医師》 氏名：荒谷 信夫 （診療科）精神科
相談及び援助	・当事業所は、ご利用者様及びご家族様からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 《相談窓口》 管理者 伊藤 和歌子 017-726-2737
レクリエーション行事	・当事業所では、施設行事計画に沿ってレクリエーション行事を企画します。

9. 利用料金

(1) 利用料

1) 【認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護】

区 分		1日あたりの自己負担額			30日利用された場合		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
認知症対応型 共同生活介護費 (Ⅰ)	要介護1	765円	1,530円	2,295円	22,950円	45,900円	68,850円
	要介護2	801円	1,602円	2,403円	24,030円	48,060円	72,090円
	要介護3	824円	1,648円	2,472円	24,720円	49,440円	74,160円
	要介護4	841円	1,682円	2,523円	25,230円	50,460円	75,690円
	要介護5	859円	1,718円	2,577円	25,770円	51,540円	77,310円
短期利用 共同生活介護費 (Ⅰ)	要介護1	793円	1,586円	2,379円	—		
	要介護2	829円	1,658円	2,487円			
	要介護3	854円	1,708円	2,562円			
	要介護4	870円	1,740円	2,610円			
	要介護5	887円	1,774円	2,661円			

※利用料の自己負担額は介護保険法第41条6項、第42条の2第6項の規程に基づく

法定代理受領サービスによります。

2) 【介護予防認知症対応型共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護】

区 分		1日あたり自己負担			30日利用された場合		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
介護予防認知症対応型 共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2	761円	1,522円	2,283円	22,830円	45,660円	68,490円
介護予防短期利用 共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2	789円	1,578円	2,367円			

※短期利用共同生活介護とは定員の範囲内で、空床を利用するもので、1名を上限としあらかじめ30日以内の利用期間を定めます。

※短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づきサービスを提供します。

※認知症対応型共同生活介護、並びに介護予防認知症対応型共同生活介護のご利用者様が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、ご利用者様及びご家族様の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがあります。

尚、この期間の室料及び光熱水費については、認知症対応型共同生活介護のご利用者様ではなく、短期利用共同生活介護のご利用者様が負担するものと致します。

3) 初期加算：1日 30円(1割)(60円(2割))(90円(3割))(自己負担額)

※初期加算は、入所した日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算します。

4) 退居時情報提供加算Ⅱ：250円(500円(2割)750円(3割))医療機関へ退居する入居者様について、退居後の医療機関に対して入居者様等を紹介する際、入居者様等の同意を得て、当該入居者様等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者様1人につき1回に限り加算します。

5) サービス提供体制強化加算Ⅰ：1日 22円(1割)(44円(2割))(66円(3割))(自己負担額)

※サービス提供体制強化加算Ⅰは、介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上配置されている場合若しくは、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上いる場合に加算します。

6) 若年性認知症利用者受入加算 1日 120円(1割)(240円(2割))(360円(3割))(自己負担額)

※若年認知症のご利用者様ごとに個別に担当を定め、ご利用者様の特性やニーズに応じたサービス提供をしている場合に加算します。

7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 所定単位数 × 186/1000(自己負担額)

8) 認知症専門ケア加算 (I) 90円/1日 (1割)、180円/1日 (2割)、270円/1日 (3割)

9) 食材料費

・食事提供分 : 1日につき 1,340円 (朝食 420円、昼食 470円、夕食 450円)

※短期利用共同生活介護ご利用者様 (朝食 500円、昼食 500円、夕食 500円)

・おやつ提供分 : 1日につき 200円

10) おむつ代

・紙おむつ 165円/枚 ・はくパンツ 165円/枚
・フラット型 45円/枚 ・尿取りパット 28円/枚

11) その他日常生活費

・身の回り品として日常生活に必要なもの (実費負担)

12) レクリエーション費

・施設外レクリエーション (交通費・入場料等) にかかる費用 (実費負担)

13) 介護保険サービス以外の利用料

家賃	600円/日
水道光熱費	電気 300円/日 水道 200円/日 冷暖房 280円/日
家電製品持込による電気代	冷蔵庫 70円/日 洗濯機 50円/日 電気毛布 10円/日 テレビ 100円/日 その他家電製品 使用電力により実費負担

(2) 料金の支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、同月15日までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払方法は、銀行振込、現金支払、口座自動引き落としの3通りの中からお選びいただけます。

10. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

1) ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

退所を希望する日の1ヶ月前までにお申し出ください。

2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が他の介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当 (自立) もしくは要支援1と認定された場合
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

3) その他

- ・ご利用者様やご家族様などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、サービス契約終了の1ヶ月前までに文書で通知し、退所していただく場合があります。
- ・ご利用者様が病院、又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がないと医師が判断した場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できない場合。

1 1. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客さま相談窓口

苦情受付担当者：雪田 和歌子

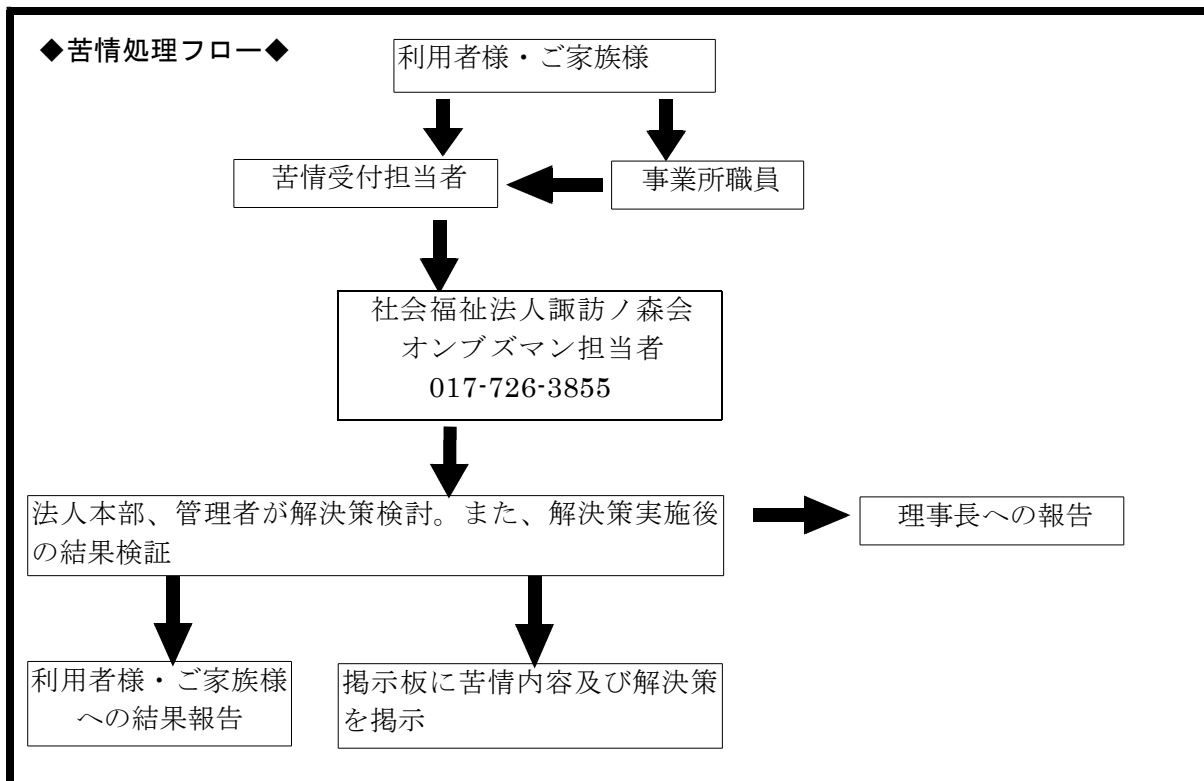
電 話：017-726-2737

F A X：017-726-3859

受 付 日：年中

受 付 時 間：午前8時30分～午後5時

(2) 苦情処理体制



(3) その他

1) 社会福祉法人諏訪ノ森会苦情処理委員会（オンプズマン）

ご利用者様の個別・具体的な苦情を受け、迅速に調整、解決することにより、サービスの一層の充実を図ることを目的に、外部委員から構成される苦情処理委員会を設置しております。

（ご意見投書箱を玄関入口に設置しておりますので、苦情等がある場合はご投函下さい。）

2) 当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県運営適正化委員会・青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

イ 青森市介護保険課 017-734-5257

ロ 福祉サービス相談センター（青森県運営適正化委員会）017-731-3039

ハ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）017-723-1301（直通）

1 2. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者様のご家族、ご利用者様がお住まいの市町村等に事故の報告を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明

し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービス提供により、ご利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は、居宅介護事業所保障制度（全国老人保健施設協会）に加入しております。）

13. 緊急時の対応

- （１）当事業所は、ご利用者様が病気又は怪我により診断、治療が必要となった場合、その他必要な場合は、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関において速やかに治療等が受けられるよう、必要な措置をします。
- （２）当事業所は、利用者が急に身体等の具合が悪くなった場合は、医師と連絡を取り、協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。

主治医	氏名		電話番号	
	住所			
ご家族	氏名		電話番号	
	住所			

14. 協力医療機関

医療機関名称	医療法人丸山会 諏訪沢クリニック	医療機関名称	医療法人C of I 東ミナトヤ歯科
所在地	青森市諏訪沢丸山66番地	所在地	青森市大字浜館字見取15-1
電話番号	017-726-3857	電話番号	017-718-0453
診療科	精神科・内科・神経科・リハビリ テーション科	診療科	歯科
入院設備	なし	入院設備	なし

15. 非常災害対策

防災時の対応	マニュアルを整備
防災設備	消火器・スプリンクラー等法律上必要な物
防災訓練	年2回
防火管理者	伊藤 和歌子

16. 秘密の保持について

- （１）当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た、ご利用者様及びご家族様の秘密を漏らしません。
- （２）当事業所の従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た、ご利用者様及びご家族様の秘密を漏らしません。
- （３）当事業所では、ご利用者様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者様及びご家族様の個人情報を用います。

17. 虐待防止に関する事項

事業所は、入居者様の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- （２）虐待防止のための指針の整備
- （３）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （４）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、該当事業所従業者又は養護者（入居者様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

18. 第三者評価の実施

事業所は、3年に1回、外部による第三者評価を受け、その事実を公表します。

日

認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

事業所所在地：青森市大字宮田字玉水238番地4

事業所名称 : グループホーム宮田館

説明者氏名 : 印

私は、本書面により、事業者から認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意いたします。

利用者

住 所：

氏 名： 印

代理人

住 所：

氏 名： 印

(続 柄)

社会福祉法人 諏訪ノ森会
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護利用契約

ご利用契約者（以下「利用者」といいます）と社会福祉法人諏訪ノ森会（以下「事業者」といいます）は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業利用について、次のとおり契約いたします。

第1条（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの目的）

事業者は、介護保険法関係法令の定めるところにより、利用者に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、家庭的な環境のもとで、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

第2条（当施設の概要）

当施設は、介護保険法令に基づき、青森市長の指定を受けた指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業者です。当施設の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。なお、当施設のパンフレットも併せてご覧下さい。

第3条（契約期間と更新）

- 1 この利用契約の契約期間は、契約日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間の満了日までとします。
- 2 契約満了日の2日前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第4条（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を速やかに作成します。なお、その作成にあたっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努めます。
- 2 事業者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画作成後においても、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更をします。
- 3 利用者は事業者に対し、いつでも認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要のないとき及び利用者の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、また、同計画を変更した場合には、利用者及び利用者の家族に対し、その計画の内容を説明します。

第5条（介護サービスの内容及びその提供）

- 1 事業者は、前条により作成される認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供し、本条第3項のサービスの提供にあたっては、利用者及びその家族に対し同サービスの内容の説明をし、各種サービスを懇切丁寧に提供し、本条第3項のサービスの提供にあたっては、利用者及びその家族に対し、同サービスの内容の説明をし、同意を得ます。なお、各種サービスの内容は「重要事項説明書」のとおりです。
- 2 利用者は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を受けることができます。なお、食事その他の家事等については、利用者は事業者と共同して行うようにします。
 - ① 入浴・排泄・食事・着替え等の介護その他生活上の世話
 - ② 相談・援助
- 3 利用者は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を受けることができます。

- ① 食事の提供
 - ② おむつの提供
 - ③ 買い物、役所手続きの代行
 - ④ 医師の受診等療養上の世話
 - ⑤ レクリエーション
 - ⑥ 施設の利用その他生活サービス
- 4 事業者は、本条の各種サービスの提供にあたり、利用者及びその家族に対し各種サービスの提供方法等について説明をします。
 - 5 事業者は、利用者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。
 - 6 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努め、その利用者の利用状況等を把握するようにします。

第6条（計画作成までのサービス）

事業者は利用者に対し、本契約締結後第4条の計画書が作成されるまでの間、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。

第7条（介護サービスの記録）

- 1 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に際し、作成した記録書類を完了日から2年間保管します。
- 2 利用者又は利用者の家族は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。但し、謄写に際して事業者は利用者又は利用者の家族に対して、実費相当額を請求することができます。

第8条（居室の管理）

利用者が利用する居室は1人部屋です。

第9条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者及び利用者に関するその家族の心配事や悩みについて相談に応じます。

第10条（金銭等の管理）

- 1 事業者は、利用者の現金及び預貯金につき原則として管理しません。また、財産の管理運用についてもこれを行いません。
- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、各号のいずれにも該当する場合は、金銭等の管理をすることがあります。
 - ① 日常生活に必要な金銭の保管管理
 - ② 利用者が事業者に対し依頼した場合
 - ③ 前項の場合における、事業者の金銭等の管理に関する手続き方法は事業者が別途定める基準によります。

第11条（利用料の支払い）

- 1 利用者は事業者に対し、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき事業者が提供する各種介護保険給付サービス並びに、各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべき認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって市町村より支払いを受けます。（以下「法定代理受領サービス」という）
- 3 事業者は利用者に対し、毎月10日までに当月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、利用者が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別を明記します。
- 4 利用者は事業者に対し、当月の利用料等を事業者の指定する方法により支払います。
- 5 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収証を発行します。領収証には、事業者が提供した各種サービス毎の介護保険給付の対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

第12条（保険給付の請求のための証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者から利用料の支払いを受けたときは、

利用者に対し、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類・内容・利用単位・費用等を記載します。

第13条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、要支援1又は利用者が自立と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者が第14条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第15条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため3ヶ月以上事業者の施設を離れることが決まり、その移転先が受け入れ可能となったとき、または事業者の施設を離れた期間が結果的に3ヶ月以上となったとき
- ⑥ 利用者が、他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

第14条（利用者の契約解除）

利用者は事業者に対し、いつでも1ヶ月間の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第15条（事業者の契約解除）

事業者は利用者に対し、次の各号に該当する場合においては、1ヶ月間の予告期間において、この契約を解除することができます。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月以上滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
- ④ 利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

第16条（退去時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により、利用者が当該施設を退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス期間等と連携して、利用者またはその家族に対して、円滑な対処のために必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者の負担とします。

第17条（精 算）

利用者が、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、事業者から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解除等により精算の必要が生じた場合、サービスの未給付分等必要な金額を速やかに返還します。

第18条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。
- 2 事業者は、万が一の事故に備えて全老健共済会の損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者の故意、重過失により居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者が負担します。

第19条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、利用者が病気または怪我により診断・治療が必要となった場合、そのほか必要な場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよう、必要な措置をします。
- 2 事業者は、利用者が急に身体等の具合が悪くなった場合は、医師と連絡を取り協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス救急体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の施設と連携・支援体制をとっています。

第20条（身元引受人）

- 1 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行する責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう事業者と協力すること
 - ② 契約解除または契約の終了の場合、予め退去先が決まっている場合を除き、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な措置をなすこと
 - ③ 利用者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の処理その他の必要な措置をなすこと

第21条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、就業中に業務上知り得た利用者・利用者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう配慮します。
- 3 利用者は事業者がサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いることに同意します。事業者は、利用者の家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

第22条（苦情処理）

- 1 利用者または身元引受人は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載のご利用者相談室に苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は迅速・適切に対処し、サービスの向上・改善に努めます。
- 2 利用者は、介護保険法令に従い市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由として利用者に対して何らの差別待遇もしません。

第23条（サービスのチェック）

- 1 事業者は、オンブズマン組織と連携し、定期または抜き打ちに書面または訪問による調査を受けることがあります。調査の結果は、必要な限り利用者に報告します。
- 2 事業者は、自治体オンブズマンから調査の申し入れがあった場合は、事情聴取を受けることを拒絶せず、必要な資料の提供等を惜しみません。
- 3 民間または自治体オンブズマンの発動が、利用者または利用者の家族もしくは身元引受人の申し入れによるものであっても、事業者は利用者に対し、そのことをもっていかなる差別的取り扱いもしません。

第24条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者の住所地を管轄する裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

第25条（契約の定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者・事業者及び利用者の身元引受人が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約を2通作成し、利用者・事業者は記名押印の上、各自その1通を保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

＜事業名＞社会福祉法人 諏訪ノ森会
グループホーム宮田館（青森県0270101512号）

＜住所＞青森県青森市宮田玉水238-4

<代表者氏名> 社会福祉法人 諏訪ノ森会
理事長 齊藤 悦生 印

利用者

<住所>

印

代理人

<住所>

印

(続 柄)

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で、使用することに同意します。

記

1 使用目的

- （１）介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- （２）上記（１）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- （３）現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- （４）介護保険手続きの際に必要な場合。
- （５）下記の管理業務で必要な場合。
 - イ 入退所の管理
 - ロ 会計・経理
 - ハ 事故等の報告
 - ニ 私の介護サービスの向上
 - ホ 学生の実習への協力

2 個人情報を提供する事業所等

- （１）居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- （２）病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）
- （３）調理・洗濯業務委託事業所
- （４）家族等への心身の状況説明
- （５）審査支払機関（レセプトの提出）
- （６）審査支払機関または保険者（照会への回答）
- （７）保険会社等（損害賠償保険などにかかる相談または届出等）

3 使用する期間

要介護認定の有効期間

4 使用する条件

- （１）個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- （２）個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

社会福祉法人 諏訪ノ森会
グループホーム宮田館 殿

住所

氏名

印

（家族）住所

氏名

印

続柄